

# 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律 第7条第1項に規定する説明書類

平成22年9月末現在  
青い森信用金庫

## ○地域金融円滑化のための基本方針

青い森信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

### 1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

### 2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- (1) 態勢整備を図るために理事会等において、「本基本方針」「金融円滑化管理方針」「金融円滑化管理規程」「金融円滑化マニュアル」等を策定、金融円滑化管理責任者を選任し真摯な対応を図っております。
- (2) お客様へのきめ細やかな経営改善支援を行うため、審査部企業再生グループが各営業店と連携し対応しております。
- (3) 平成21年12月3日より、中小企業金融円滑化と雇用環境悪化に伴う住宅ローン等の返済条件緩和について、各営業店融資窓口に「お客様相談窓口」を設置し、積極的な対応を図っております。
- (4) 地域金融円滑化への取組みを実効的に進めるため、役職員のお客様の事業価値を適切に見極める能力(目利き能力)の向上に努めてまいります。

### 3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

※ なお、お客さまからの貸付条件の変更等に関する苦情相談は、次の相談窓口をご利用ください。

青い森信用金庫 営業統括部 電話番号 0178-44-2123 (直通)  
電子メール toukatu@aoimorishinkin.co.jp

## I. 法第4条に基づく措置の実施状況(別表1から別表4まで)

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が中小企業者である場合]

(単位：百万円)

	平成21 年12月 末	平成22 年3月 末	平成22 年6月 末	平成22 年9月 末	平成22 年12月 末	平成23 年3月 末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	1,785	10,431	18,182	23,891		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	1,439	8,581	15,166	19,630		
うち、実行に係る貸付債権の額	345	6,084	11,339	16,459		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	210	227	722	2,014		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の額	884	2,205	2,929	884		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	64	173	272		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	346	1,849	3,016	4,260		
うち、実行に係る貸付債権の額	63	1,298	2,255	3,370		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	9	166	468		
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	87	87		
うち、審査中の貸付債権の額	282	385	374	166		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	155	221	254		

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数  
〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位：件)

	平成21 年12月 末	平成22 年3月 末	平成22 年6月 末	平成22 年9月 末	平成22 年12月 末	平成23 年3月 末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	108	461	793	1,079		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数	74	296	535	723		
うち、実行に係る貸付債権の数	40	230	404	596		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	7	16	37	69		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の数	27	45	82	36		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	5	12	22		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数	34	165	258	356		
うち、実行に係る貸付債権の数	9	119	196	285		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	1	12	23		
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	3	3		
うち、審査中の貸付債権の数	25	32	25	19		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	13	25	29		

(別表 3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合〕

(単位：百万円)

	平成21 年12月 末	平成22 年3月 末	平成22 年6月 末	平成22 年9月 末	平成22 年12月 末	平成23 年3月 末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	0	2,868	6,035	6,761		
うち、実行に係る貸付債権の額	0	2,662	4,172	5,415		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	271	1,231		
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	0	243	286		
うち、審査中の貸付債権の額	0	205	1,591	80		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	34		

(別表 4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合〕

(単位：件)

	平成21 年12月 末	平成22 年3月 末	平成22 年6月 末	平成22 年9月 末	平成22 年12月 末	平成23 年3月 末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	0	39	85	95		
うち、実行に係る貸付債権の数	0	32	54	74		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	7	18		
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	0	0	3	4		
うち、審査中の貸付債権の数	0	7	24	2		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	1		

## Ⅱ. 法第5条に基づく措置の実施状況(別表5及び別表6)

(別表5) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位：百万円)

	平成21 年12月 末	平成22 年3月 末	平成22 年6月 末	平成22 年9月 末	平成22 年12月 末	平成23 年3月 末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	13	635	1,151	1,519		
うち、実行に係る貸付債権の額	0	337	649	1,016		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	38	175		
うち、審査中の貸付債権の額	13	235	312	121		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	63	152	206		

(別表6) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位：件)

	平成21 年12月 末	平成22 年3月 末	平成22 年6月 末	平成22 年9月 末	平成22 年12月 末	平成23 年3月 末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	2	61	100	129		
うち、実行に係る貸付債権の数	0	31	58	84		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	8	17		
うち、審査中の貸付債権の数	2	24	20	10		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	6	14	18		

以 上